議会運営委員会会議録

1 日 時 令和3年8月24日(金)

会議時間 9時55分開会 10時50分閉会

2 会議場所 役場3階第1委員会室

3 出席議員 委員長:中島里司 副委員長:山下清美

委 員:鈴木孝寿、口田邦男、髙橋政悦

議 長:桜井崇裕

4 事務局 事務局長:田本尚彦、次長兼総務係長:宇都宮学

5 説明員 副町長:山本 司

総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 尾田和哉

- 6 議 件
- (1) 令和3年 第5回町議会定例会の運営について
 - ①予定議案等(町・議会)の説明
 - ②審議方法等について確認
 - ③会期日程の確認
 - ④陳情、請願、意見書等について
 - ・「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」 について
 - ・「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」に ついて
 - ・「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」について
 - ⑤9月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について
 - ⑥その他
- (2) 議会報告会と町民との意見交換会について
- (3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

- (1) 令和3年度第5回町議会定例会の運営について
- ①予定議案等(町・議会)の説明

委員長(中島里司): 皆さん改めましておはようございます。9月定例会に向けて議会運営委員会、これ から数回開催すると思うが、よろしくお願いしたい。また、コロナ禍の中では、いろい ろな立場の中でご苦労があると思うが、本議会においても対応について協議しながら進 めていきたいと思う。皆様方のご協力をよろしくお願いする。

> 只今から議会運営委員会を開会する。只今、開会のあいさつをしたが執行部のほうで 説明のために出席をいただいている。改めて、執行部の説明等を聞きながらこの議会運 営委員会をスタートしていきたいと思う。

> 早速、議件に入る。(1)令和3年度第5回町議会定例会の運営について、①予定議 案等(町・議会)の説明について、まず、副町長のほうから提出予定議案等に関わる説 明をお願いしたいと思う。

副町長(山本 司):9月定例会の予定議案等について説明をする。議案の件名一覧の順番に沿って説明を 申し上げる。

> まず、報告2件を予定している。例年報告としている地方財政健全化法の規定に基づく 報告である。

> 報告第1号として健全化判断比率、第2号として資金不足比率について算定表、並びに監査委員の意見書を添付し報告する。

続いて認定第1号令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定から認定第6号下水道事業会計までの6会計については、決算の審査をお願いする。資料として、主要政策成果表を配布させていただく。

続いて、議案第59号専決処分の承認を求める議案である。一般会計補正予算第5号となるが、内容については、新型コロナウイルスワクチンの接種年齢が国で当初16歳以上を想定していたが、12歳以上に引き下げられたことによってワクチンの接種券を新たに作成した経費、あと、ワクチン接種委託料の追加費用として23,001千円の追加である。

続いて、条例関係になる。新設条例1件と一部改正条例3件を予定している。簡単に内容について説明する。議案第60号清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて今年4月1日からの固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものである。なお、今年3月31日で失効した旧過疎法の固定資産税の課税免除に関わる条例に代わるものである。続いて、議案第61号清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い引用規定の条文などについて一部を改正するものである。続いて、議案第62号町税条例の一部を改正する条例については、令和3年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、条文について一部改正を行うものである。続いて議案第63号清水町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴いマイナンバーカードの再交付の手数料の徴収を地方公共団体情報システム機構というところが行うこととされた。このことによって、本町の手数料徴収条例の徴収金額の表から削除を行う改正である。

次に議案第64号~議案第68号は令和3年度一般会計以下5会計の補正予算である。一般会計の主なものを申し上げる。総務費で町有地の管理用柵(フェンス)の老朽化による改修工事として967千円の追加、場所は小学校の北3条の地下歩道を上がったところから児童館の間の柵があり、そこの柵の改修である。民生費で、町内の介護サービス事業者によるグループホーム建設に係る補助金41,151千円の追加である。これについては、歳入においても同額41,151千円を補正する内容である。続いて、商工費で、中小企業近代化資金利子補給等補助金、これはコロナ対策の特例分であるが、貸付要望の増加に伴い10,87千円の追加。同じく商工費、地域活性化商品券事業、新型コロナウイルス経済

対策分で10月発行分は当初1万組を予定していたが、6月発行分と同様の13,000組へと 追加するなど事業変更に伴う追加経費18,468千円の追加である。同じく商工費、小規模 事業者持続的発展事業、また、中小企業等事業再構築促進事業、これについては、いず れも国の補助制度であるが、この事業に取り組んだ事業者に対して自己負担の一部助成 金として4,334千円の追加である。同じく商工費、キャッシュレスの端末機器導入補助 事業として、感染症予防対策の観点から非接触型のキャッシュレスの推進を図るためハ ーモニーカードからキャッシュレスICカードへ移行するための端末等システム導入 に係る補助金として11,123千円の追加である。更に商工費、地域活性化事業として飲食 店を対象にPayPayなど主要3社が提携する電子決済によるキャッシュレスポイント還 元キャンペーンを実施して町内、町外からの消費の取り組みを行う事業実施経費として 付与ポイントの経費、更に決済手数料の経費として10,432千円を追加する予定である。 土木費、清水公園再整備事業としてドックラン整備に係る工事費として1, 249千円の追 加、これはペット愛好者による来客者の増を見込んだものである。更に、もう1つの観 点として農業用廃プラスチックを活用した杭(プラスチック万能杭)を町内の旭山学園 で製造、販売をしている。そういった部分の利活用を含めた事業を予定している。同じ く土木費、芽室岳の登山口環境整備事業として、平成28年の災害で被災した山小屋の周 辺の車両駐車場整備費として352千円の追加である。次に、教育費、地域おこし協力隊、 新規の計上になるが、文化芸術事業の協力員任用経費として2,385千円の追加である。 開町120年事業の第九演奏会を含め、小中学生の合唱、吹奏楽の指導などにあたる協力 員としての雇用経費ということで計上していく。以上、一般会計補正予算の概要につい てである。

次に、議案第69号清水町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、6月の全員協議会で説明をしたが、新過疎法の制定に伴い今年度から令和7年度の5か年における市町村の整備計画を策定するものである。7月に町民意見提出制度により意見を求め今月中に北海道から計画に対する同意が得られる見込みであるので、計画について提案をさせていただく。

次に、人事案件として2件提案させていただく。議案第70号教育委員会教育長の任命については、現在1期目の三澤教育長について10月3日で3年の任期満了を迎えることから再任について提案させていただく。議案第71号監査委員の選任については、渡辺代表監査委員は現在、監査委員職務執行者であるが、後任に南1条1丁目にお住まいの飯野光彦さんを提案するものである。なお、任期については、本人の希望もあり10月1日から予定している。

次に議案第72号、工事請負契約の締結については、清水下水終末処理場の電気設備工事、次の議案第73号、工事請負契約の締結については、清水下水終末処理場の機械設備工事についてである。予定価格が、条例で定める議決要件の50,000千円を超えることから議決を求めるものである。なお、8月31日が入札予定の日となっている。議案は開会日当日の配布とさせていただく。

次に、行政報告2件を予定している。1点目は、農産物の生育状況等について、調査日が9月1日となっていることから、報告書の配布は、開会日の当日とさせていただく。もう1点は、本日の全員協議会でも説明をさせていただくが、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について8月末現在の状況について報告をさせていただく。これも開会当日の配布とさせていただく。以上9月定例会の予定議案についての説明とさせていただく。よろしくお願いする。

委員長:続いて、議会提出分について事務局長から説明をする。

事務局長(田本尚彦):9月定例議会の議会提出分の案件について説明する。

委員会報告として、所管事務調査の報告が総務産業常任委員会から予定されている。 所管事務等調査の申し出については、各常任委員会、議会運営委員会で協議の上、提出 の予定である。意見書について3件、まず1点目が「林業・木材産業の成長産業化に向 けた施策の充実・強化を求める意見書」、こちらは全道林活議連連絡会からの要請、ま た道議議長会からも要請がきているものである。2点目は、「コロナ禍による厳しい財 政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」について、全国町村議会議長会から の要請と道議長会からの要請である。3点目、「国土強靱化に資する社会資本整備等に 関する意見書」について、北海道道路整備促進協会及び北海道治水砂防海岸事業促進同盟からの要請、道議長会からの要請である。また、議員の派遣として清水高校模擬議会の事前学習が9月28日に予定されている。昨年同様、全議員での参加を予定したいと思う。もう1件は、清水町議会報告会と町民との意見交換会11月16日、17日に開催予定ということで、以前のこの会議の中で、日程を決定しているので、その分に係る議員派遣の確認ということになる。以上、議会側の案件について説明とする。

委員長:引き続き、委員からそれぞれ質疑を受けたいと思う。何かあるか。

委員長:私から副町長に1件お聞きしたいと思う。

議案第60号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例というところで、今、私聞くのは、新設条例であれば所管の委員会に付託するのだけれども、新設条例なのか。副町長からの説明を受けて、所管に付託するか、本会議で審議するかということが今までの流れからいったらあるので、改めて今までの経過を踏まえて説明いただければと思う。

副町長:議案第60号ついては、過疎法という法律に基づいて町の固定資産税を免除するという条例であり、これまでも、旧過疎法といわれて10年毎に法律が議員立法で制定をされて、その法律に基づいて条例を設けてその都度、固定資産税の免除を行ってきたところである。今回の新しい過疎法が今年4月1日からできた。一部これまでの過疎法より拡充された固定資産税の免除の部分はあるが、内容についてはほぼ同じ。内容的には、名称が変わって一部拡充されたが、これまでの条例とほぼ変わりはないといった内容である。ご審議いただければ。

委員長:今、副町長から説明いただいたとおりであるが、後々の協議の中で、参考にしていただければと思う。 ほかにあるか。

(なしとの声あり)

②審議方法等について確認

委員長:次に、②審議方法等について確認をさせていただく。事務局長より説明お願いする。

事務局長:審議方法等についての確認について、1点目は、只今、副町長から確認の内容の説明があった。 従来、新設条例の提案があった場合については、所管する委員会に付託をすることを基本として議 会運営を行ってきているところである。議案第60号、清水町過疎地域における固定資産税の課税免 除に関する条例、こちらについては、令和3年3月31日に失効となった清水町過疎地域における固 定資産税の免除に関する条例、タイトルは一部変わっているが、この条例の後継となる条例という ことで、従前の内容に一部内容の拡充等が図られ、同じように産業振興を図る課税免除の条例であ るという内容である。それを踏まえて一部改正条例の審議の進行にならって本会議審議という形、 委員会を付託せずに本会議という形で進めて構わないかどうかというところの確認をお願いした い。なお、以前の令和3年3月31日に失効した過疎減免の条例については、平成12年11月に臨時議 会に提出されて、その日に審議、結審している状況である。合わせて申し添えておきたいと思う。

委員長: 只今の議案第60号のことについて、事務局長から説明していただいた。その前に副町長からも説明をいただいた。審議の方法については、新設条例、条例としては、新しく思えるが、既に類似したもので、今まで執行していたということもあるので、本会議での審議としたいと思う。何か異議はあるか。

(異議なしという声あり)

委員長:それでは、議案第60号については、本会議で審議するということにさせていただく。

次に、その他の審議の方法として、決算、その他の条例の一部改正、補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審査と審議としたいと思うが、異議はあるか。

(異議なしという声あり)

委員長:決算も含めてということで本会議での審議とする。

次に、提案予定されている2件の人事案件があるが、これについては毎回、採決方法を議会運営委員会で協議しているので、これについて皆さんと協議をさせていただきたい。平成27年度までは、特別職の副町長、教育長候補者の採決は無記名投票により行ってきたが、ホームページで賛否の公表を行っており町民への説明責任も考慮して平成28年と令和2年の副町長選任には起立採決が行われている。採決方法を人事案件についてどのようにしたらよろしいか皆様方のご意見をいただきたいと思う。意見とは新しい意見ではなくて、無記名投票か起立採決かということになろうかと思う。それぞれ、全員の意見をいただく。お願いする。鈴木委員。

鈴木委員:無記名の記名投票がいいと思う。記名投票が町民にわかりやすいというのもあるが、それは、それぞれが、議員としての活動をしていただければいいだけの話である。その時にどうしたのかと聞かれたらそれぞれがそれぞれの支持者、もしくは、町民に答えればいいのかと思う。無記名の投票方式ということでお願いしたいと思う。

口田委員:無記名投票でお願いしたい。

委員長:山下委員。

山下委員:無記名投票でよろしい。

委員長:高橋委員。

高橋委員:無記名投票でよい。

委員長: 只今、それぞれの委員から無記名投票という意見があった。当委員会としては、無記名投票という ことに決定し、全員協議会に諮っていきたいと思う。なお、あくまで、無記名投票は、副町長、教 育長ということであるので、今回出ている監査委員については、従来どおり簡易採決ということで、 ご理解いただきたいと思う。

③会期日程の確認

委員長: 会期日程の確認にいきたいと思う。執行側から、審議日程で開会日に審議してほしいという事情がある案件についての要望を受けてまいりたいと思う。副町長。

副町長:議案第64号~68号、補正予算であるが、一般会計補正予算の中で、町内介護サービス事業者による グループホーム建設に係る補助金41,151千円というものがあるが、道への補助申請及び工事着工を 急ぎたいといった部分もあり早期の審議をお願いしたい。まずは1点。

もう1点、工事請負契約の締結議案2件、議案番号でいうと72号、73号であるが、工期が3月末までと長期間になるので、できるだけ早く本契約を締結し事業着手していきたいと思っている。早期の審議をお願いする。

委員長:定例会の開会日に審議願いたいということで、今、副町長から説明があった。それに対して委員の 方から何か意見あるか。

(なしとの声あり)

委員長:ないということで、そのように取り進めていく。

次に、現状でのおおよその日程案について、事務局長から説明をお願いする。

事務局長:只今、ご確認いただいた内容に沿って会期の審議日程について案を説明する。9月定例会初日9 9月7日 (火) 午前10時より開会をする。議会運営委員会の委員長報告、行政報告2件、報告第1 号、健全化判断比率の報告について、同じく第2号資金不足比率の報告についてを行う。議案第59 号、専決処分の承認の一般会計補正予算第5号を行った後、令和3年度一般会計以下5会計の補正 予算議案第64号~68号についての審議、その他の議案として議案第72号、工事請負契約の締結、同 じく73号、工事請負契約の締結、こちらを7日の審議としたい。議会関係では、総務産業常任委員 会から所管事務調査の報告をこの日に行いたいと思う。9月8日(水)~12日(日)については、 休会とし、9月13日(月)、14日(火)を一般質問の予定とする。9月15日(水)、16日(木)に ついては令和2年度一般会計以下6会計の決算審議ということで、認定第1号〜第6号の審議を行 う。9月17日(金)決算審議の予備日となるが、この日から20日(月)まで休会の予定である。9 月21日 (火) に再開し、条例の制定、先程確認した議案第60号、清水町過疎地域における固定資産 税の課税免除に関する条例の制定について、条例の一部改正で、議案第61号、清水町個人情報保護 条例の一部改正する条例の制定について、同じく第62号、町税条例の一部を改正する条例の制定に ついて、同じく第63号、清水町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての3件の条例 の一部改正、その他の議案としては、議案69号、清水町過疎地域持続的発展市町村計画の策定につ いて、人事案件については、議案第70号、清水町教育委員会教育長の任命について、同じく第71号、 清水町監査委員の選任について、議会関係では、意見書3件については、この日の審議、そして各 常任委員会等からの確認によりまして所管事務等調査の申し出を行う。最後に議員の派遣というこ との確認を行い、日程の全体像となる。なお、最終日閉会後には、監査委員職務執行者の議会での 説明員出席が最後となるので、閉会後にご挨拶をいただくように調整をする。

なお、9月7日(火)から9月21日(火)までの15日間の会期予定であるが、次回の8月31日(火)

午後2時から議会運営委員会を開催し、一般質問の通告状況、追加議案等を受けた中での最終的な決定をしていくことになる。以上である。

委員長:今、日程について事務局長から説明をいただいた。何か意見あるか。鈴木委員。

鈴木委員: 先ほどの審議日程で先に審議してほしいとういう件で、異議なしということで審議日程の予定は 今更変わらないかもしれないが、一般質問を先にやったうえで。今回、一般会計予算の補正で商工 費の項目が結構多い。私が知っている中でも、何人かは商品券事業等の一般質問をしたいというところを数件聞いている。ここで、先にやってしまうと質問がなくなってしまう。旧来どおりでいくと、一般質問を初日、2日目にやって、その後に補正予算をやったほうがいいのではないか。戻るような議論になってしまえば却下していただいて結構である。先程、副町長からの説明だと1日、2日遅れてもどうなのか。介護福祉施設に関しては、まだ入札は終わっていなく入札の準備をするという段階だと理解しているので、急ぐ必要もないのかなと思ったりもしたのであるが。先ほど決まったので、ひっくり返せるかどうかは別として、よりしっかりとした議論をするうえでは、補正予算を組む前に従来からずっと何年も言っているが、前に一般質問をもっていけるようなシステムにしたほうがいいのではないかということで、改めて確認ということで、聞きたいと思う。

委員長:確かに鈴木委員が言われることは、議会運営委員会では、一般質問が先ということで、たまたまど うしてもというものがあった場合に先にやっていたのが、逆に今、補正予算を先にやるのが常態化 して、先にやるようになってしまったということ。今回の議会については、先にやることを今決定 させていただいたが、そういう部分では、委員長としては、今後、副町長に申し入れをしてその辺 については、議員の立場も踏まえていただき可能な限り一般質問を優先させていただきたいという ことをこの場からお願いしておき、次回以降そういうふうになるように執行側も配慮いただきたい と思う。鈴木委員。

鈴木委員: 先程、私が異議を唱えなかったので、過ぎたもので質疑をして申し訳ないが、先程、介護福祉施設の関係で41,151千円の補正を早めにという話があった。今、分かっている時点で、入札、契約等々がどれだけ急ぐものなのかも含めて、分かっている日程があれば教えていただきたいと思う。

委員長:副町長。

副町長:事業主体はあくまでも、介護サービス事業所が北海道に対して補助申請をするものである。外に新たに1棟7床のグループホームを建設するのであるが、できるだけ早く着手して工事を終わらせてグループホーム7床の確保をしていきたいといった法人の思いである。

委員長:鈴木委員。

鈴木委員:分かった。理事者側の考えも分かるが、どうしても一般質問が先のほうが、何かと議員活動としてもやりやすい、本来の姿になるかと思う。次回からそういうふうにしていただきたいのと、実際にはどうなのか、私も前の段階で聞かなかったが、本当に急がないとならないのかどうかというところを次回以降精査していただければと思う。

委員長: 意見として承っていてよいか。

(よいとの声あり)

委員長:日程については、9月7日(火)から9月21日(火)までの15日間でよいか。 (よいとの声あり)

④陳情、請願、意見書等について

- ・「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」 について
- 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」について
- 「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」について

委員長:次に、④陳情、請願、意見書等の取扱いについて、事務局長から説明を一括してお願いする。 事務局長:意見書について3件、北海道町村議会議長会が係る案件について説明をした。別紙に資料を用意している。「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」については、定例会の中での提出に向けて所管の総務産業常任委員会に協議していただくことでよいか。まとめて説明するが、次の冊子が「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」と「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」の2つをまとめた道議長会からの要請の文書の冊子になる。この2件も所管は総務産業常任委員会になる。合わせて3件を総務産業常任委員会の中で、提出に向けて協議、確認をしていただき、内容について、全員協議会での確認 ののち本会議の中で、意見書についてご審議いただくことでよいか確認をお願いする。

委員長:事務局長から説明いただいた意見書については、説明していただいたとおり、所管の委員会で協議 をするということでよいか。

(はいとの声あり)

委員長: そういうことで取り組んでいただく。ルールに則って総務産業常任委員会でよろしくお願いする。 執行側の同席をいただく案件については、一通り終わった。何か言い忘れ等があれば、改めて聞 くが、あるか。

(ないとの声あり)

委員長:ないようなので、副町長以下、執行部の方には退席いただいて結構である。 休憩する。

【休憩 10:40 (執行側退席) 】

【再開 10:43】

(5)9月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について

(6)その他

委員長:引き続き会議を開く。この後11時から全員協議会が予定されているので、あともう少し協力お願いする。9月定例会における新型コロナウイルス感染症に対応について、従来から取り組んでいるが、 事務局長から説明をお願いする。

事務局長:1枚もので両面印刷の資料、9月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、ペーパーを準備している。6月定例会の時の対応と同じ内容である。感染対策として同様な内容で整理しており、この中で傍聴者への周知項目ということで、傍聴者が密着しないように予め座席を制限し個人の傍聴に限定する。現在では、2席程の空間を空けて1列、席の制限をして10席程の傍聴席を用意している。現在、こちらのほうに町内会連絡協議会が一般質問初日、2日目は清水高校生の模擬議会に合わせた出席予定の生徒の傍聴の要望が申し出として出てきている。模擬議会の清水高校生については、議会のほうで後程対応する授業の部分というところもある。個人の傍聴に限定するというところで対応を決めてきているところであるが、その部分については、受け入れていく方法が必要と感じている。町内会連絡協議会については、団体でのご案内はしにくいところであるが、この日の傍聴には10席程あるので、席の状況に応じて傍聴にきていただければということで、お話しをしていくべきかとその辺についてのみ確認をしていただければと思う。

委員長:傍聴については、6月定例会でも個人を対象としていた。今回、一般質問初日の町内会連絡協議会については団体ではなく、個々での対応になれば問題ないのでは。先程の局長からの説明によれば、密にならないように傍聴席を用意した場合、10席程になり、その範囲内で、連絡協議会という団体ではなくて、個々で参加ということで取り組んでいくことでよいのではないか。一般質問2日目については、高校生であるので、今回、今後コロナの関係どのようになっていくかわからないが、高校生の学びを阻止するべきではないと思う。高校生の傍聴は10名くらいであり、必要な範囲で許可すべきと思う。他の方については、満席の札でも上げないといけないと思うがいかが。

鈴木委員:議会側の対策として、例えば1つ置きにするなどの対策をするのは議会側の仕事、団体は高校生も含めて、その時の流行次第によっては適宜判断してもらう。うちで制限するものではないが、局長の進め方でよいと思う。

委員長:事務局長のほうで、密にならないようにいろいろな部分で、来られる方でも特段の配慮を願うという申し出をしていただいて許可するということでよいか。

(はいとの声あり)

委員長:そういうことで決定させていただく。

(2) 議会報告会と町民との意見交換会について

委員長:議会報告会と町民との意見交換会について、6月21日の会議で11月16日に御影地区、11月17日に清水地区で開催ということで、皆さんと協議させていただいた。意見交換のテーマとしては、「議員

のなり手不足解消」について、「情報共有に在り方」についての2項目が各委員会から出されている。コロナの状況も全く不透明なので、どういうふうにとらえておいたらよいのか。事務局長のほうで説明があればお願いする。

事務局長:現在、道内で緊急事態宣言が出されるのではないかと、現状ではまん延防止等重点措置区域になっているが、11月16、17日が対象期間に入っている状況だという想定プラス十勝管内での感染状況が一定程度みられるというような状況を想定した場合については、改めてどうするかということではなくて、予め決めて告知などを行っていくのか、あるいは、例えば最低2週間前あるいは3週間前に確認をしてやれるかどうかの判断をするのかなど目安があった方がいいというところが事務局としては考えたところである。それが難しいというところであれば、現状ではやる方向で、定例会最終日に議員の派遣決定の準備を粛々と行っていくというところか、相談をしたかった。

委員長: 今、事務局長から説明をいただいた。委員から意見あれば。

先が不透明なので、非常に難しいが、事務局長からのお話しでは、ある程度の最終的な判断時期 どうするかというのも含めてのことである。これについては、来週も委員会があるので、意見交換 を先にしておいてもらいたい。今日は、この程度にとどめておきたいと思う。よろしいか。 (はいとの声あり)

(3) その他

委員長:その他、委員から何かあるか。

(なしという声あり)

委員長:時計のとおりに10分前に終わらせることができた。皆さんのご協力に感謝申し上げて本日の議会運営委員会を閉じる。どうもありがとうございます。

【閉会 10:50】